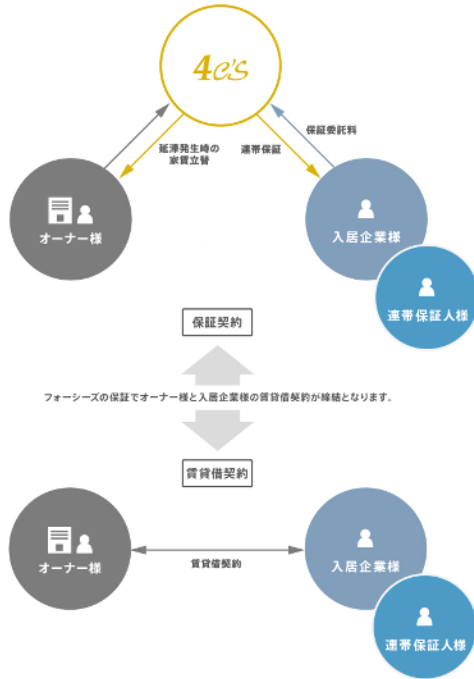


連帯保証人様へ

賃借人保証システムとは

弊社が提供する賃借人保証システムとは、賃貸物件を借りようとする入居希望者の支払い能力を保証する事によって賃貸借契約をスムーズに成立させるシステムです。家主様や管理会社様からすると入居者様がお家賃を滞納したときに、入居者様に代わり家主様に家賃を立替払い致します。フォーシーズでは、住居利用だけでなく事務所や店舗利用をご希望の入居者様を支援するために、「住み替えかんたんシステム」と「ビジネスサポートシステム」を提供しております。



契約期間

契約期間は賃貸借契約期間の満了までとなります。

保証の範囲及び内容について

入居者様が申し込まれる立替賃貸借契約の支払い債務のうち、下記の債務について弊社が入居者様に対して保証致します。

- ① 月額固定費（賃料、管理費、共益費等）
- ② 変動費（使用量に応じて変動する水道費、ガス費等）
- ③ 賃料等相当損害金（賃貸借契約終了後、建物明渡しまでの期間の月額固定費に相当する損害金）
- ④ 原状回復費（住み替えかんたんシステムのみ）

連帯保証人様の義務・責任

弊社が入居者様に代わって賃料を支払った場合には、入居者様及び連帯保証人様に下記の内容について弊社へのお支払義務が発生します。

- ① 弊社が保証債務の履行として支払った額
- ② 年率14.6%の割合による遅延損害金
- ③ ①の支払いに要した費用（振込事務手数料1回800円（税抜）を含む）
- ④ 保証委託契約にかかる年間保証委託料

建物賃貸借契約の終了に基づき建物明渡し手続きに移行したときは、入居者様及び連帯保証人様に下記の内容について弊社へのお支払い義務が発生致します。

- ⑤ 法的手続費用（建物明渡しに要する法的手続費用）
- ⑥ 動産類の保管料月額1万円（税抜）

